

川南町高等学校等就学支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、子育て世帯を支援するため、予算で定めるところにより、川南町高等学校等就学支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等
- (2) 生徒 高等学校等に在学している者で、20歳に達する日の属する月までのもの
- (3) 保護者 生徒に対して親権を行う者、未成年後見人その他生徒を現に監護する者（生徒で成年のものを現に扶養している親等を含む。）

(給付金の対象者)

第3条 この告示による給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす保護者とする。ただし、この告示の趣旨を考慮して町長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 町内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本町の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 世帯を構成する者の全てが本町の住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。ただし、当人の責によらない滞納がある場合を除く。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(給付額)

第4条 給付額は、生徒1人につき月額5,000円とする。

2 前項に規定する額は、月の初日から当該月の末日までの間、前条に規定する全ての要件

を満した月を1月とし算出するものとする。

(給付月数)

第5条 給付月数の合計は、生徒1人につき36月を限度とする。

(給付金の申請)

第6条 給付金の交付を受けようとする支給対象者(以下「申請者」という。)は、年度ごとに当該年度の3月31日までに川南町高等学校等就学支援給付金支給申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 在学している生徒が2人以上いる場合は、在学状況届(様式第2号)

(2) 生徒手帳その他高等学校等に在学していることを証する書類の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定通知)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに審査し、交付の可否を決定し、川南町高等学校等就学支援給付金決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(給付金の交付)

第8条 町長は、審査の結果、交付することを決定したときは、速やかに申請者が指定する金融機関の口座に給付金を振り込むものとする。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していない場合は、現金にて交付することができる。

(届出の義務)

第9条 第7条に規定する交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、第3条に規定する要件を満たさなくなったときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(給付金の返還)

第10条 町長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正行為により給付金を受給したことが明らかになった場合は、既に交付された給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第54号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日告示第62号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月14日告示第92号）

この告示は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。